

警察法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準を改める。(別表第二関係)

二 都警察、大阪府警察及び千葉県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準を改める。(

別表第三関係)

三 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。(附則関係)